

## 農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業実施要領

### 第1 趣旨

国の重点支援地方交付金を活用する農地集約プラス多用途利用米団地化定着支援事業（以下「事業」という。）の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）及び新潟県地域農政推進費補助金等交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 実施方針

- 1 事業は、「新潟県総合計画」の実現に向けて実施するものとする。
- 2 担い手の効率的な生産体制を構築し、生産性・収益性の向上を図るため、担い手への農地の集約化及び多用途利用米（酒造好適米、もち米及び非主食用米（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号）に定める加工用米及び新規需要米をいう。）をいう。以下同じ。）の団地形成の取組を支援するものとする。

### 第3 事業主体

- 1 地域集約タイプ  
農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）第5の4の(1)に定めるところによる。
- 2 担い手集約タイプ  
本タイプの事業主体は、市町村とする。
- 3 多用途利用米団地定着タイプ  
本タイプの事業主体は、市町村とする。

### 第4 交付対象

- 1 地域集約タイプ  
国実施要綱別記2の第8の1の(1)及び2の(1)に定めるところによる。
- 2 担い手集約タイプ  
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に規定する地域計画に位置付けられた農業を担う者（以下「担い手等」という。）であって、担い手（以下「担い手」という。）への農地集約に係るものであること。
- 3 多用途利用米団地定着タイプ  
担い手等であって、多用途利用米の生産者（以下「生産者」という。）であること。

### 第5 事業の内容

- 1 地域集約タイプ  
国実施要綱別記2の第3の3の(1)の①に定めるところによる。
- 2 担い手集約タイプ  
地域集約タイプに該当せず、農地中間管理機構（以下「機構」という。）からの転貸等により、担い手への集約化を行う担い手等に対し、第7により支援金を交付する。
- 3 多用途利用米団地定着タイプ

多用途利用米の新たな団地形成や団地面積の拡大を行い、定着に取り組む生産者に対し、第8により支援金を交付する。

## 第6 地域集約タイプ

国実施要綱別記2の第8の1及び2に規定する農地集約化促進事業集約化加速タイプに定めるところによる。

## 第7 担い手集約タイプ

### 1 交付要件及び交付単価

#### (1) 交付要件

地域集約タイプに該当せず、事業実施年度の前年度の2月末から集約化目標年度(事業実施年度から起算して5年目の年度。以下同じ。)の2月末までに、以下の要件を全て満たすこと。

ア 担い手を含む2者以上で集約化を行うこと。

イ 担い手の人数に1ha(中山間地域のみの場合は0.5ha)を乗じた面積以上の面積を、新たに担い手に集約すること。なお、集約化された農地の定義は、国実施要綱別表1に掲げる「団地」に準じる。

#### [中山間地域の適用範囲等]

- 「農林統計に用いる地域区分について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準(旧市町村別)に該当すること。
- 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合、当該農地に対して中山間地域を適用する。

ウ 集約化される農地は、地域計画の区域内の農地であり、農地面積が農地台帳により明確であること。

#### (2) 交付単価

2.0万円/10a

### 2 交付額

(1) 1の(2)の交付単価に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付する。

#### (2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出する。

ただし、当該年度に地域集約タイプの交付を受ける見込の地域内の農地及び過去に国事業(国実施要綱に定める地域集積協力金交付事業の集約化タイプ(令和元年度から令和3年度まで)及び集約化奨励金交付事業(令和3年度から令和7年度))の交付を受けたことのある農地は対象外とする。

交付対象面積 = 対象期間内の転貸面積等のうち新たに担い手が集約する農地に係る面積

注1:「対象期間内の転貸面積等」とは、機構への貸付面積が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から集約化目標年度の2月末までに機構から転貸

された農地面積又は機構を通じて売買された農地面積

注2：「新たに担い手が集約する農地に係る面積」とは、同一の担い手が耕作する集約面積について、事業実施年度の前年度の3月から集約化目標年度の2月末までに拡大した農地面積

### 3 支援金の使途

事業主体は、担い手等の本事業に関係する者（以下「事業関係者」という。）及び必要に応じ県と協議の上、地域の実情に応じて、事業関係者への支援又は活動の費用とするなど、その使途を自ら決めることができる。

### 4 支援金の返還

(1) 知事は、集約化目標年度の2月末時点における交付対象面積が交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った金額の差額を事業主体に返還させる措置を講ずるものとする。

ただし、その原因が自然災害等であって、事業主体及び事業関係者の責に帰すことができないと知事が認める場合は、この限りでない。

(2) 事業主体は、知事から(1)に基づき返還命令があった場合は、事業関係者に対し、返還させる措置を講ずるものとする。

### 5 留意事項

事業主体は、本支援金の交付に当たり、交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認等を行うものとする。

(1) 地域集約タイプの交付要件に該当しないことを確認するとともに、該当する場合又は該当する可能性がある場合は、事業関係者等に積極的な働きかけを行い、地域集約タイプでの交付申請を行うものとする。

(2) 農地利用の現況と計画（目標）が分かる図面（目標地図又は耕作者ごとの集約化の状況が分かる図面等）と農地台帳との突合により、面積の確認を行うものとする。

(3) 事業関係者からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていることを確認するものとする。

(4) (2)において担い手ごとの集約化の状況が分かる図面等により面積の確認を行った場合、当該図面等と目標地図の整合を図った上で、事業実施年度の翌年度までに地域計画を変更し、公告することとする。

## 第8 多用途利用米団地定着タイプ

### 1 交付要件及び交付単価

#### (1) 交付要件

当該事業に係る多用途利用米の複数年契約締結年度から契約に基づく出荷開始年度までに、以下の要件を全て満たすこと。

ア 生産者が、原則、多用途利用米の用途・品種ごとに、団地を新たに1ha以上形成し、又は10%以上面積拡大（拡大後の面積は1ha以上）すること。

イ アで団地化された多用途利用米について、次の要件を全て満たす3年以上の複数年契約を計画申請までに締結している、又は締結されることが確実なこと。

(ア) 多用途利用米の団地に係る生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側の契約であること。

(イ) 販売契約書に各年産米の契約数量が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項（作柄等の影響により生産量の変動した場合の対応を含む。）があること。

(ウ) 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。

ウ 団地化される農地は、地域計画の区域内の農地であり、農地面積が農地台帳等により明確であること。

(2) 交付単価

2.0万円/10a

2 交付額

(1) 1の(2)の交付単価に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付する。

(2) 交付対象面積

交付対象面積は、以下の計算方法により算出する。

交付対象面積

= 対象期間内に新たに1ha以上形成又は10%以上拡大した多用途利用米の団地面積

注1:「対象期間内」とは、当該事業に係る複数年契約締結年度から契約に基づく出荷開始年度までの期間

注2:「多用途利用米の団地面積」とは、原則、同一の用途・品種である多用途利用米を生産する場合であって、以下のいずれかに該当する2筆以上の隣接する農地をいう。

① 畦畔で接続する農地

② 農道又は水路等を挟んで接続する農地

③ 各々一隅で接続する農地

④ 段状に接続する農地

⑤ 耕作者の宅地に接続している2筆以上の農地

3 支援金の使途及び返還

第7の3及び4の規定は、多用途利用米団地定着タイプに係る支援金の使途及び返還について準用する。

この場合において、第7の3中「担い手等の本事業に係る者(以下「事業関係者」という。）」とあるのは「生産者」と、「事業関係者」とあるのは「生産者」と、第7の4の(1)中「集約化目標年度」とあるのは「多用途利用米の契約に基づく出荷開始年度」と、「事業関係者」とあるのは「生産者」と、第7の4の(2)中「事業関係者」とあるのは「生産者」と読み替えるものとする。

4 留意事項

事業主体は、本支援金の交付に当たり、交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとする。

(1) 多用途利用米の作付の現況及び計画(目標)が分かる図面と営農計画書等との突合により、面積の確認を行うものとする。

(2) 多用途利用米の販売に関する内容が確認できる契約書等の確認を行うものとする。

(3) 生産者からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていることを確認するものとする。

## 第9 事業実施の申請

1 本事業を実施しようとする事業主体は、事業実施計画申請書(様式第1号)に、事業実施計画(様式第2号)、市町村の交付要綱等を添付し、所管する地域振興局農林水産(農業)振興部農業企画(企画振興)課(以下「地域振興局」という。)を經由して知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を申請を行った事業主体に通知する。

## 第10 事業実施計画の変更

事業主体は、認定された事業実施計画のうち、次に掲げる変更を行う場合は、事前に事業実施計画変更申請書（様式第1号）に、変更内容を記載した事業実施計画を添付し、所管する地域振興局を経由して知事に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の新設又は廃止
- (2) タイプごとの補助金の増額又は3割を超える減額

## 第11 事業の取消

知事は、事業実施計画等の提出書類に虚偽の記載などの不正行為があったとき、又は認定した事業実施計画に沿って事業を実施していないと認めるときは、認定の全部又は一部を取消し、既に交付された補助金がある場合は取消に係る部分に関して期限を定めてその返還を事業主体に命じることができる。

ただし、認定した事業実施計画に沿って事業が実施されていない原因が自然災害等であって、事業主体並びに事業関係者及び生産者の責に帰すことができないと知事が認める場合は、この限りでない。

## 第12 事業の完了報告

事業主体は、本事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式第2号）を、本事業を完了した日から10日後又は本事業を実施した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、地域振興局を経由して知事に報告するものとする。

## 第13 事業実施後の措置

事業主体は、本事業を実施した年度の翌年度以降の5年間、事業実施に係る予算及び会計等の関係書類、帳簿を備え、処理の経過等を明らかにしておくものとする。

## 第14 地域集約タイプの申請等

第9から第13までの規定にかかわらず、地域集約タイプの申請等は国実施要綱に定めるところによる。

## 第15 農地の集約化、多用途利用米の団地状況及び支援金の使途の報告

### 1 担い手集約タイプ

事業主体は、担い手集約タイプの交付対象ごとに、事業実施年度から事業実施年度から起算して5年目の年度までの間、毎年度、担い手への集約状況を確認し、集約化状況報告書（様式第3号）を翌年度の5月末日までに地域振興局を経由して知事に報告するものとする。

### 2 多用途利用米団地定着タイプ

事業主体は、多用途利用米団地定着タイプの交付対象ごとに、事業実施年度から事業実施年度から起算して5年目の年度までの間、多用途利用米の団地化状況を確認し、団地化状況報告書（様式第4号）を翌年度の5月末日までに地域振興局を経由して知事に報告するものとする。

### 3 使途の報告

本事業の支援金の交付を受けた事業関係者又は生産者は、話合いにより第7の3又は第8の3に規定する支援金の使途を決定した場合は、活用使途報告書（様式第5号）により、その内容を事業主体に報告する。

#### **第16 事務取扱**

本事業の実施に当たり、事業主体が提出する書類の種類、提出先、提出部数及び事務処理系統は、別表に定めるとおりとする。

#### **第17 関係機関の連携**

地域振興局及び事業主体は、本事業を実施するに当たり、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域農業再生協議会等の関係機関・団体と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努める。

#### **第18 その他**

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

#### **附 則**

この要領は、令和8年3月26日から施行し、令和8年2月27日から適用する。